

**福島県地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業  
(設備導入事業)  
補助金公募要項**

エ ネ ル ギ ー 課  
令和元年 8 月 2 2 日

「福島県地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業(設備導入事業)補助金」については、福島県地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業(設備導入事業)補助金交付要綱、福島県地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業(設備導入事業)補助金実施要領、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号)に定めるもののほか、この要項に定めるところにより補助交付申請を公募する。

**1 事業概要**

**(1) 補助対象**

補助金の対象は地域活性化に資する事業(下記のウ、FAQ(よくある質問)を参照)とし、次の要件を満たすものとする。

**ア 補助対象事業**

福島県内において、次のいずれかの再生可能エネルギー発電設備(以下、「発電設備」という。)及びそれに付帯する蓄電池及び送電線等(以下、「蓄電池及び送電線」という。)を導入する事業であること。

(ア) 太陽光発電(原則50kW以上※)

※ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方とする。

(イ) 風力発電(10kW以上・単機1kW以上)

(ウ) 水力発電(1,000kW以下)

(エ) 地熱発電(バイナリー方式)

(オ) バイオマス発電(10kW以上、バイオマス依存率60%以上、コージェネレーション(熱電併給)を含む。)

① バイオマス依存率の算定方法は以下のとおり

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス発熱量の総和 (A)}}{\text{(A) + 非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

※ バイオマス排水、家畜糞尿、食物残さ等のみを原料にする場合は100%とする。

② 副燃料として石油燃料(石油、石炭等)を常時使用することを前提とするものは対象としない。(燃料設備のスタートアップや急激な燃

焼温度低下に対応するため補助燃料として使用する場合を除く。)

- (カ) (ア) から (オ) の組み合わせ (合計 10 kW以上。太陽光発電及び風力発電 (単機) は 1 kW以上)
- (キ) 蓄電池 (発電設備を導入する場合に限る。発電設備の出力同等以下)

## イ 補助対象事業者

補助対象事業者は次のいずれかとする。ただし、(イ) 又は (ウ) の場合には、地域住民や市町村が参画・連携する事業であること。

- (ア) 福島県内の市町村
- (イ) 福島県内に主たる事務所のある非営利団体 (法人に限る。設立中であっても申請は可能)
- (ウ) 福島県内に本社 (本店) のある民間事業者 (法人に限る。設立中であっても申請は可能)

## ウ その他の対象要件

次のすべてに該当すること。

- (ア) モデル性の高い事業であること。
- (イ) 地域への経済波及効果の高い事業であること。
- (ウ) 平成 32 年 3 月末までに発電設備等の設置、費用の支払いが完了する事業であること。(ただし、その時点で系統連系・運転開始が可能もしくは見込みが立つ事業であること。)
- (エ) 事業の実施 (※)、導入後の運営管理が確実にできる事業であること。  
※ 事業の実施に必要な資金調達、許認可、土地等の確保、各種権利調整及び系統連系等について実現性のある事業であること。
- (オ) 固定価格買取制度を活用する事業にあつては、当該制度における調達期間中、売電収入の全部又は一部 (最低 3 %以上) を継続して地域活性化に活用する事業であること。当該制度を活用しない事業にあつては、発電した電力等を地域で利用するなど、地域活性化に活用する事業であること。
- (カ) 申請者 (団体等設立中にあつては、補助対象事業者) によって、発電事業が継続的に実施される事業であること。その期間は固定価格買取制度における調達期間に準ずるものとする。
- (キ) 県の求めに応じて、発電設備等の運営や運転、発電量、売電収入の地域活性化への活用状況等について報告すること。
- (ク) 関係法令等に違反していないこと。
- (ケ) 福島県税の未納がないこと。

## (2) 採択しない事業

- ア 提出書類に不備あり、又は具体性がなく、正確な審査ができない場合
- イ 太陽光発電の場合、「固定価格買取制度における調達価格が 24 円以上」である事業
- ウ 単なる設備導入事業と認められる場合

- 例 モデル性（先進性、波及性）が認められない場合  
地域活性化に活用される事業であると認められない場合  
地元住民や市町村の参画・連携が認められない場合
- エ 事業の実現性が認められない場合

### （３）補助対象経費及び補助率等

#### ア 補助対象経費

別表１のとおり

#### イ 補助率

##### （ア）太陽光発電（原則５０kW以上※）

補助対象経費の１／３以内。ただし、発電設備（蓄電池及び送電線を除く）については補助対象経費の１／３以内と１０万円／kWのいずれか低い値

※ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方とする。

##### （イ）風力発電

補助対象経費の１／３以内。ただし、発電設備（蓄電池及び送電線を除く）については補助対象経費の１／３以内と１０万円／kWの低い値

##### （ウ）上記（ア）及び（イ）以外

補助対象経費の１／３以内

#### ウ 補助金額の上限

##### （ア）太陽光発電、風力発電、小水力発電、地熱発電、バイオマス発電（直接燃焼方式）

１件当たり３，０００万円

##### （イ）バイオマス発電（ガス化方式）

１件当たり５，０００万円

### （４）事業期間

交付決定日から令和２年３月末日まで

### （５）事業の着手

交付決定日以降

※ 交付決定前に事業着手した場合には、交付決定（採択）を取り消す場合がある。（事業着手には、事業に必要な各種契約行為を含む。）

### （６）補助事業完了後の報告義務

補助事業完了後、最低５年以上、県に対して設備運用状況及び売電収入の地域活性化への活用状況等を報告すること。なお、報告内容の著作権等は県に帰属することとする。

## (7) 他の制度との関係

- ア 固定価格買取制度との併用は可
- イ 国の補助金、国費を財源とする補助金との併用については、各執行団体等に確認すること。

## 2 申請の方法

### (1) 提出書類

- 別表2に掲げる書類（正副各1部）を提出すること。
- ※ 特定目的会社（SPC）や有限責任事業組合（LLP）が申請する場合には「確約書」を提出すること。
- ※ 法人を設立中の場合には、主たる寄付・出資者等が申請を行い、「確約書」を提出すること。

### (2) 提出先・提出方法、問い合わせ

- ア 提出先  
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号  
福島県企画調整部エネルギー課  
地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業 担当宛て
- イ 提出方法  
郵送によること
- ウ 問い合わせ  
質問フォーマットに記入の上、以下のアドレス宛に電子メールにて行うこと。  
メールアドレス [re\\_energy@pref.fukushima.lg.jp](mailto:re_energy@pref.fukushima.lg.jp)  
福島県企画調整部エネルギー課  
地域参入型再生可能エネルギー導入支援事業 担当宛て

### (3) 公募期間

令和元年8月22日（木）～令和元9月25日（水）当日消印有効

### (4) 注意事項

- ア 提出書類及びその記載内容を十分確認すること。
- イ 別紙「関連資料」、「FAQ（よくある質問）」を十分確認の上、申請すること。
- ウ 書類の不備、虚偽記載があった場合には採択しない。
- エ 申請の代理は受け付けない（代理申請と判明した場合には採択しない）。
- オ 審査手続等において、書類の追加提出を依頼する場合がある。
- カ 申請者からの提出書類は返却しない。

## 3 審査

### (1) 審査方法

- ア 提出された申請書類について、本補助金に関する交付要綱、実施要領、公募要項に基づき、審査を実施し、補助金を交付する採択事業者を決定する。
- イ 必要に応じ、申請者への聞き取り、現地調査等を実施する。
- ウ 必要に応じ、設備を設置する市町村に申請書副本を送付し意見を聞く。

## (2) 審査項目

補助対象要件との合致に関する形式審査を行った上で、次の項目について審査を行う。

- ア モデル性
- イ 経済波及効果
- ウ 事業実現性
- エ 事業採算性
- オ 地域貢献
- カ 組織基盤
- キ その他知事が必要と認めるもの

## (3) 審査結果の通知及び公表

- ア 審査結果（採択又は不採択）は、申請者宛て郵送にて通知する。
- イ 採択事業者及び事業内容等については、県ホームページにて公表する。

## 4 実績報告 各1部

事業完了日から起算して30日以内、又は、令和2年3月31日のいずれか早い日までに、別表3に掲げる書類（正副各1部）を提出すること。

## 5 補助金の交付

提出された実績報告書の審査により補助金額を確定する。交付確定後、補助金を交付する。

別表 1 (1 (3) ア関係)

	経費の区分	概要
1	設計費	<p>発電設備等導入に必要な実施設計、システム設計等に要する経費                      (注)・事前調査費等は対象外 (測量や地盤調査)                      ・基本設計は対象外</p>
2	設備費	<p>発電設備等導入に必要な機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配・変電設備及びこれらに付帯する設備の購入に要する経費                      (注)・土地の取得及び賃借料 (リース代) は対象外                      ・中古品の設備導入は対象外                      ・予備品は対象外                      ・設備の選定に当たっては、県内製造品の採用について検討すること。</p>
3	工事費	<p>発電設備等導入に必要な工事に要する経費                      (注)・建屋については補助対象外 (水力発電を除く)                      ・既設構築物等の撤去費は補助対象外                      ・土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基盤工事及びフェンス工事は補助対象外                      (ただし、法令で定められている等の必要不可欠な工事と説明できる場合は補助対象とする)                      ・植栽及び外構工事は補助対象外</p>
4	諸経費	<p>上記 1～3 以外で発電設備等導入に必要な経費 (電力工事負担金等)                      (注)・県や業者、電力会社等との打ち合わせのための旅費等は補助対象外                      ・振込手数料は補助対象外                      ・通信運搬費、消耗品は補助対象外                      ・各種申請のための費用は補助対象外</p>

※ バイオマスコージェネレーション (熱電併給) 設備において、熱供給と発電の共通利用設備等の補助対象経費は、年間熱生産量と年間発電量 (熱量換算) の熱量比率で按分する。

※ 補助金の交付決定日の属する年度の 3 月末までに納品・工事等の完了及び支払いが完了しない経費は対象外

※ 消費税及び地方消費税は補助対象外

※ 自社又は関連会社からの調達がある場合は、利益相当分は補助対象外

別表 2 ( 2 ( 1 ) 関係)

	提出書類チェックリスト	
	■申請書	
①	交付申請書 (交付要綱 様式第 1 号)	
②	収支予算書 (交付要綱 様式第 1 号の別紙) ※ 補助対象経費には税抜の金額を記載すること。	
③	事業計画書 (実施要領 様式第 1 号)	
④	事業経費の配分 (実施要領 様式第 1 号の別紙)	
	■申請者に関する書類	
⑤	履歴事項全部証明書 (原本)	
⑥	定款又は規約 (写し) ※法人登記が未完了の場合には、交付決定から 3 ヶ月以内に提出すること。	
⑦	決算書 (直近 2 ヶ年分の写し) ※法人登記が未完了の場合には、確定申告書 (直近 2 ヶ年分の写し) を提出すること。	
⑧	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書 (実施要領 様式第 2 号)	
⑨	役員一覧 (実施要領 様式第 2 号の別紙)	
⑩	県税の未納がないことを証明する書類 (納税証明書等・原本)	
⑪	確約書 (別紙「参考様式 1」を参照すること。) ※特定目的会社 (SPC) や有限責任会社 (LLP) が申請する場合、法人を設立中の場合に提出すること。	
	■事業に関する書類	
⑫	事業収支計画書 (任意様式) ※ 20 年間の収支計画を記載すること。	
⑬	事業スケジュール (任意様式)	
⑭	発電設備等を導入する施設及び土地の位置図 ※1/25,000 の地形図等に位置を明記すること。	
⑮	発電設備等を導入する施設の図面、土地の公図等 ※縮尺を表記し、形状が把握できるもの提出すること。	
⑯	発電設備等を導入する施設及び土地の現地写真 (3 枚程度)	
⑰	発電設備等を導入する施設及び土地の登記簿謄本 (写し可)	
⑱	発電設備等を導入する施設及び土地等の確保状況を確認できる書類 ※申請者以外が所有・管理する施設及び土地等に発電設備等を導入する場合、事業実施にあたって他の権利者 (水利権等) との調整が必要な場合に提出すること。 ※施設及び土地の利用許可権者 (所有者等)、各権利者から受領した利用許可書等 (写し可) を提出すること。	
⑲	導入する発電設備等の概要に関する書類	「機器構成図」
⑳		「配置図」

⑳		「単線結線図」
㉑		「システム仕様」「参考図書」
㉒	導入する発電設備等の費用を証明する書類 ※参考見積書（写し）、料金表等を提出すること。	
㉓	事業実施に必要な許認可書等（写し）	
㉔	設備認定通知書（写し）	
㉕	系統連系に関し、電力会社との協議が整っていることを確認できる書類	
■地域住民や市町村との連携状況等に関する書類		
㉖	地域活性化への活用に関する内容 ※事業計画書に記載の場合は添付不要（別紙を用いた場合に添付すること） ※必要に応じて、内容を確認できる書類を添付すること。	
㉗	地域住民や市町村との連携状況を確認できる書類 ※非営利団体又は民間事業者が申請する場合に提出すること。 ※出資状況や事業計画の共同策定等、連携状況を確認できる書類を提出すること。	
■その他		
㉘	報告に関する確約書（実施要領 様式第3号）	
㉙	その他知事が必要と認める書類	

注1：再生可能エネルギー種類別や規模により様式が異なります。

注2：上記の他、必要に応じ参考資料等を添付して下さい。

注3：審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

注4：提出書類の返却はいたしません。

注5：公募期間終了後における書類の訂正・追加等は受け付けません。



別表 3 (4 関係)

■	書類
	実績報告用チェックシート ※本書 (別紙様式①)
■	報告書等
①	完了報告書 (交付要綱 様式第 5 号)
②	実績報告書 (交付要綱 様式第 6 号)
③	事業実施結果書 (交付要綱 様式第 6 号の別紙 1)
④	収支決算書 (交付要綱 様式第 6 号の別紙 2)
■	添付書類
⑤	事業スケジュール (実績) ※任意様式
⑥	事業経費の配分 (実績報告用) ※別紙様式②
⑦	見積書・相見積書 ※補助対象の設備調達や工事等の契約相手方については、「交付決定日以降に 3 者以上による入札又は見積合わせにより決定すること。」
⑧	工事の契約書 (写し)
⑨	請求書 (写し) ※請負業者から受領した採択事業者あて請求書
⑩	領収書 (写し) ※日付 (領収日)、金額、内容、宛名、発行者等を確認できる書類。
⑪	土地の確保が確認できる書類 (土地賃貸契約書等)
⑫	許認可書 (写し) ※事業実施のために取得したすべての許認可を対象とする。
⑬	完成図面 ※発電設備の配置、寸法、方角等が把握できる書類。
⑭	システム仕様書・参考図書 ※導入設備が申請時計画と異なる場合のみ要提出。
⑮	設備認定通知 (写し)
⑯	電力受給契約確認書又は、電力受給契約書 (写し)
⑰	運転データ ※運転開始から実績報告前日まで
⑱	工事の実施状況写真 (着工前、施工中、完了後) ※ <u>全景のほか</u> 工程ごとに 3 枚程度添付し、それぞれの撮影日を表記すること。
⑲	<b>地域貢献にかかる確約書</b>
⑳	その他必要と認めるもの ※必要に応じて別途提出書類を求める場合があります。

注 1 : 上記の他、必要に応じ参考資料等を添付して下さい。

注 2 : 提出書類の返却はいたしません。